## ◆有価証券等を譲渡した場合における消費税の取扱いの明確化等

## 【改正前の状況及び問題点】

〇 消費税法上、資産の譲渡に係る消費税の内外判定については、原則、当該資産の所在地で判定することとなっているが、無券面の有価証券等の譲渡については、その内外判定基準が不明確との指摘があり、 平成30年度税制改正で見直された。

## 【改正の概要】

- 無券面の有価証券等の譲渡に係る内外判定は、以下のとおりとする(消費税法施行令第6条第1項九号)
  - ① 振替機関等(※)が取り扱う券面のない有価証券等については、振替機関等の所在地。
  - ② ①以外の券面のない有価証券等については、当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所 その他これらに準ずるものの所在地。
  - ※ 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替機関及びこれに類する外国の機関をいう。

## 【改正後】有価証券等の譲渡に係る内外判定基準

【以上伎】有恤証券寺の譲渡に徐る内外刊正基件				
有価証券等の種類			内外判定基準	例
振替機関等が 取り扱うもの		・有価証券(消法別表第一第二号) ・有価証券に表示されるべき権利(消令9条1項一号) ・持分会社の持分等(同二号)	振替機関等の所在地	•上場株式 •振替債
振替機関等 が取り扱わ ないもの	券面あり	•有価証券(消法別表第一第二号)	有価証券の所在地	(券面のある) ・非上場株式 ・振替債以外の債券
	券面 なし	・有価証券に表示されるべき権利(消令9条1項一号) ・持分会社の持分等(同二号) ・権利株等(同三号)	権利又は持分に係る法人 の本店、主たる事務所その 他これらに準ずるものの所 在地	(券面のない) ・非上場株式 ・振替債以外の債券